

令和2年12月小矢部市教育委員会定例会 会議録

- 1 開催日時及び時間 令和2年12月24日(木)
開会 午前10時10分
閉会 12時12分

- 2 出席委員 1番 野澤 敏夫(教育長) 2番 石野 昌一 3番 前田 智嗣
4番 古村 正明 5番 佐々木 稲男

- 3 説明員 教育委員会事務局次長(教育総務課長) 中村 英雄
こども課長(代理) 田中 利明 教育センター所長 水口 淳子
給食センター所長 宮崎 美明 文化スポーツ課長 池田 孝夫
職務のため会議に出席した職員 教育総務課課長補佐 吉田 浩幸
文化スポーツ課長補佐 北川 猛
教育総務課主任 田中 優一

- 4 議事日程
日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会議録の承認について
日程第3 教育長の業務について
日程第4 議案第43号 小矢部市公民館設置条例施行規則の一部改正について
議案第44号 小矢部市教育委員会告示で定める申請書等における押印の特例に関する要綱の制定について

報告事項

- 1 令和2年12月市議会定例会の代表及び一般質問について
- 2 市小中学校長会からの令和3年度重点要望事項について
- 3 小矢部市告示で定める申請書等における押印の特例に関する要綱第2条に規定する市長が別に定める申請書等について
- 4 県教職員組合からの要請について
- 5 市新学校給食センター整備基本構想(案)中間報告について

その他

5 議事の内容

教育長	(開会宣言及び定足数を満たしていることにより会議の成立を宣言)
	日程第1 会議録署名委員に 4番古村委員を指名。
	日程第2 前回の会議録の承認について説明をお願いします。
教育総務課 課長補佐	(日程第2 会議録の承認について説明)
教育長	11月19日開催の11月定例会の会議録については、今日まで修正意見が無かったと のことですので、承認いただいたものとして取り扱わせていただいでよろしいで しょうか。 では、承認いただいたものとさせていただきます。 日程第3 教育長の業務について各担当から説明をお願いします。
教育総務課長 文化スポーツ 課長 教育センター 所長 学校給食セン ター所長	(日程第3号 教育長の業務報告及び予定について説明)
教育長	私から数点補足させていただきます。 まず、業務報告の教育総務課の12月23日、昨日ですが、文部科学省オンライン協 議会に参加させていただきました。石野委員は先日、参加されておられます。私の 感想として、5人程のグループ討議の場合は、比較的相手の表情も分かり、自由に 意見も発言しやすく、オンラインではありますが近くに相手がいるような感じがし て、議論が深まる可能性があると感じました。しかし初めての試みのため、小矢部 市では機械的なトラブルはありませんでしたが、中には発言の際にミュートのまま になっていたり、画面が一瞬フリーズしたりする市町村もありました。そういった 点は今後改善されていくと思います。コロナ禍の状況の中では、オンラインでの話 し合いの機会をもつことは一定の効果があると感じたところです。ただ、学校の授 業の代わりになるかは別の話であって、オンラインはあくまでも授業においては補 完的な役割を果たすものと改めて感じたところです。 次に、11月28日には小矢部市民交流プラザ開館式がありました。私自身、一市民 として昨日も利用しましたが、多くの方が利用されており、予定表も多く埋まっ ていました。市民の方にますます利用していただく、そういった施設であり続けたい と思っています。 12月19日にはアートハウスおやべ回顧展開会式が行われました。既に亡くなられ た20人の方々の作品50点が展示されておりました。小矢部市の美術・芸術史の基盤 を作られた方々の作品が、今も時代を越えて色あせず輝いていると、作品を見てと ても感動しました。より多くの方に見ていただければと思っています。 12月22日、寄付金贈呈式がありました。これは齊藤博さんから市民図書館の図書

の充実として500万円をご寄付いただいたものです。ありがたく使わせていただきたいと思います。

業務予定の中では、1月3日、市成人式を予定しています。昨日、市の新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、市全体の意思決定として、引き続き感染防止対策をしっかりと行い、かつ帰省される方への注意喚起も重ねて行う中で、実施することが確認されました。コロナの時代の中で難しい判断ではありましたが、市全体の判断に基づいて、教育委員会としても着実に進めてまいりたいと考えています。

教育長

補足は以上ですが、日程第3について何かご意見、ご質問等がありますか。

無いようですので、日程第3については承認いただいたものとして取り扱わせていただいてよろしいでしょうか。

では、承認いただいたものとさせていただきます。

次に、日程第4の議案事項に移ります。「議案第43号 小矢部市公民館設置条例施行規則の一部改正について」説明願います。

文化スポーツ
課長

(議案第43号「小矢部市公民館設置条例施行規則の一部改正について」を説明)

教育長

ただいまの説明について、ご意見ご質問等ありませんか。

佐々木委員

無制限に宗教活動に利用されるおそれがあっても、やむを得ないということでしょうか。

文化スポーツ
課長

公の施設につきましては、地方自治法の中で、地方公共団体は住民がその施設を利用する際に、不当な差別をしてはならないと定められており、政治的な利用や宗教的な利用についても、他の利用者との差を無くして公平に使っていただくということです。なお、公民館職員が特定の人に恣意的に便宜を図って利用させるということは当然、行ってはならないことです。一方、市民の方々のどのような活動に対しても、公平にご利用いただくことは問題ないと思います。

佐々木委員

これまでは制限があり申請がなかったものが、制限が無くなり積極的に利用された場合に、他の利用者の使用を妨げるというおそれも生じてくるということになりませんか。

教育長

布教活動などを行うために、長期に亘り会議室を借り続けたいという申請があったときにどう対応するのか、という趣旨の質問かと思いますが、どうですか。

文化スポーツ
課長

例えば毎月、毎週この時間帯に使いたいという申請があった場合の対応について、住民の方が使用される施設ですので、そういったことの無いように、内部での規約を今後検討していく必要があると考えております。

教育長

補足ですが、市民交流プラザでは、同一団体が連続して5日間以上借りることの無いようにという制限を別に設けております。公民館もそれに準じた取扱いが望ましいと思われれます。そもそも「政治的・宗教的活動に使用されるおそれがあるとき」

を利用不承認事項から削除し、逆に使用を認めた点についてですが、これまで判例が蓄積されてきた中で、法の趣旨は「設置者が政治的・宗教的活動を行うために当該施設を使用してはならない」というものであり、一般市民がそのような活動を行う事を制限したのではないという判例が最新のものとして出されたことによります。このことを踏まえて、社会教育施設である公民館について今回削除したものです。例えばクロスランドおやべに関しては、そもそも何にでも使える施設として整備しましたので、政治的・宗教的活動に対する制限を設けない形で条例を制定しています。他の公共施設においても、政治的・宗教的活動に使用することを、公共施設だからといって一律に制限する必要は本来的にはありません。ただ、社会教育施設については、公民館の設置を規定している社会教育法の解釈において、これまで制限してきたという経緯があります。その解釈が、判例の中でこれまで曖昧だったのですが、最近は確定してきました。その内容は、あくまでも法律が定めているのは、設置者が政治的・宗教的用途のために施設を使用してはならないという制限であり、言い換えれば、設置者自らが不当な行為を行わないよう、設置者自身の行為を縛るものであって、市民が使うことについては、公序良俗に反するといったことでない限りは、そのような制限を科すものではない、というものです。今はこのような解釈が定着してきておりますので、このことを踏まえて先日、文化スポーツセンター条例の中の該当条文の削除を行いました。今回、公民館の施行規則も判例に合わせたということです。

古村委員

例えば市内の特定の宗派に所属されている方が、毎月1回、誰かを呼んで講演会を開くということも大丈夫ということになるわけですね。

政治活動ということになりますと、例えば選挙期間中に、選挙運動のための会合や演説会も認められることになってくるのでしょうか。

教育長

選挙の場合は、公職選挙法で許されている範囲内でしか選挙活動ができません。政治活動の場合は、選挙活動との違いをどう判断するかという難しい境目にある活動もでてきますが、原則、できることとなります。

古村委員

政治的・宗教的活動で利用できない施設は学校関係施設ぐらいでしょうか。

教育長

確かに学校関係施設を除き、ほぼどの施設でも政治的・宗教的活動に使用できることとなっています。先ほど申し上げたように、文化スポーツセンターも最初は使用制限を設けておりましたが、制限を撤廃することについて、前回の定例会において条例の一部改正の承認をいただいたところです。津沢コミュニティプラザについても、津沢公民館が含まれていることから、これまで同様の使用制限を設けておりました。今回、市民交流プラザを整備するにあたり、石動公民館が含まれているので、同様の制限を設けるべきかどうかについて調査を行いました。その結果、最近の判例を確認する中で、制限を外すことが適切との判断に至ったものです。このことから、津沢コミュニティプラザについても、今回、このような制限を撤廃しました。これらを踏まえ、すべての公民館について、制限の撤廃を適用しようとするものです。例えばクロスランドおやべでは、実際に宗教団体の方の映画会などが行われています。今回の改正により、クロスランドおやべと他の施設とが同じような扱いになることとなります。なお、公序良俗に反する場合には使用を認めないという規定がありますので、この規定がどの程度実効性を発揮できるのかという現実的に

は難しい問題も出てくるとは思いますが、一定の抑止力になるものと考えます。

他に、ご意見ご質問等はありませんか。

無いようですので、議案第43号については承認いただいたものとして取り扱わせていただいでよろしいでしょうか。

では、承認いただいたものとさせていただきます。

次に、「議案第44号 小矢部市教育委員会告示で定める申請書等における押印の特例に関する要綱の制定について」説明願います。

教育総務課長 (議案第44号「小矢部市教育委員会告示で定める申請書等における押印の特例に関する要綱の制定について」を説明)

教育長 ただいまの説明について、ご意見ご質問等ありませんか。

石野委員 今回は3つの要綱について押印廃止になるということですが、あとどれくらい押印が必要な様式等があるのでしょうか。

教育総務課長 教育委員会における洗い出しの中で、今回は3つの要綱について押印廃止としましたが、全体の数についてはまだ把握できておりません。なお、市の管轄になっている教育委員会関係の要綱は16要綱、41様式があり、これを単純に5～10倍とすると、200～300という数字になります。

教育長 今回は3つとなっておりますが、さらに協議・検討を進める中で、後日、追加で報告させていただくということもあり得るということかと思えます。

教育総務課長 今回は要綱のみですが、今後、規定や規則も含めて、第2弾、第3弾の改正があるものと思っています。

教育長 他に、ご意見ご質問等はありませんか。

無いようですので、議案第44号については承認いただいたものとして取り扱わせていただいでよろしいでしょうか。

では、承認いただいたものとさせていただきます。

次に報告事項に移ります。報告事項1「令和2年12月市議会定例会の代表及び一般質問について」説明願います。

教育総務課長 (報告事項1「令和2年12月市議会定例会の代表及び一般質問について」を説明)

教育長 ただいまの説明について、ご意見ご質問等ありませんか。

無いようですので、次に報告事項2「市小中学校長会からの令和3年度重点要望事項について」説明願います。

教育総務課長 (報告事項2「市小中学校長会からの令和3年度重点要望事項について」を説明)

教育長 ただいまの説明について、ご意見ご質問等ありませんか。

石野委員	P24の英語教育アドバイザーとは、具体的にどのようなことをされるのでしょうか。
教育センター 所長	この事業については、本年度は3年計画の1年目です。小矢部市ではかねてより英語教育推進委員会にて小学校と中学校が連携して、子どもたちが力をつけていけるように取り組んでいます。本年度は、特に小学校で外国語が本格実施になったこともあり、どのような力をつけて中学校に進学していくことで、子どもたちが小中と繋がった形で学んでいけるかということを、関西外国語大学の中嶋洋一先生にアドバイスいただいております。当初は本市へ来ていただいてご助言いただく予定でしたが、今年はコロナの関係もあり、前半は来ていただくことが難しく、後半に入り11月にリモートで行いました。小学校で行った授業の動画を事前にお送りして見ていただき、その授業についての助言や国の動きについてお話をいただいております。この後、1月と2月にもご助言いただく予定としております。
石野委員	P25のスクールサポートスタッフの拡充について、スタディメイトとの違いは何でしょうか。
教育総務課	スタディメイトは、授業の中で子どもたちの学習や担任の先生のサポートを行っております。スクールサポートスタッフは、スタディメイトのように授業の支援を行ったり、消毒作業を行ったり、先生のプリントづくりの支援など、より業務範囲が広いという違いがあります。
教育長	なお、スクールサポートスタッフは県による任用・配置となっております。スタディメイトは市の任用・配置です。
古村委員	ぜひ、学校の要望は聞いていただきたいと思います。 P25のスタディメイトの拡充の中で、免許の有無により賃金に差がありますが、同じ仕事内容であって勤務内容が変わるわけではありません。非常勤という弱い立場であるからこそ、免許の有無によって賃金格差があることが、仕事に対する意欲を阻害する要因になることもあると思います。仕事に対する意欲のためにもぜひ一緒にしていただき、待遇改善をお願いしたいと思います。 また、P30の新規格の机・椅子の整備についてですが、新規格の机・椅子が求められるようになってから20年近くが経過しております。砺波の状況も十分とは言えませんが、教科書が新規格となり現行の机では学習に支障をきたすということで、子どもたちの学習環境を整えるためにも、ぜひ実現をお願いしたいと思います。
教育総務課長	この重点要望については、全部の項目について、毎年予算要求をしております。今後も、予算獲得に向けて努力していきたいと考えております。
前田委員	新規格の机・椅子は全国的に決まったタイプのものなのでしょうか。
古村委員	下の土台の部分はそのまま、上の天板だけ変えた所もありますが、この場合も、作業に要する経費がかかったと聞いています。規格はいくつかのタイプがあったと記憶しています。教室の大きさによる制限もありますので、3種類程タイプがあっ

たと思います。

前田委員

単価が高額であると個人的に思いました。全国的に統一された規格であれば、大量生産によりもう少し安くなるのではないかと気がなりました。

教育長

教科書も大きくなっていますので、それに合わせて机も大きくしないと落ちたりもしますので、少しでも早く進めたいと思います。

他に、ご意見ご質問等はありませんか。

無いようですので、次に報告事項3「小矢部市告示で定める申請書等における押印の特例に関する要綱第2条に規定する市長が別に定める申請書等について」説明願います。

教育総務課長

(報告事項3「小矢部市告示で定める申請書等における押印の特例に関する要綱第2条に規定する市長が別に定める申請書等について」を説明)

教育長

ただいまの説明について、ご意見ご質問等ありませんか。

無いようですので、次に報告事項4「県教職員組合からの要請について」説明願います。

教育総務課長

(報告事項4「県教職員組合からの要請について」を説明)

教育長

ただいまの説明について、ご意見ご質問等ありませんか。

無いようですので、次に報告事項5「市新学校給食センター整備基本構想(案)中間報告について」説明願います。

教育総務課長

(報告事項5「市新学校給食センター整備基本構想(案)中間報告について」を説明)

教育長

ただ今の説明について、ご意見ご質問はありませんか。

石野委員

P2方針④に「給食施設を有効活用した新たな事業の可能性を考慮します」とありますが、何か具体的な例はありますか。例えば、老人ホームや市内の病院の食事なども作れるようにすれば、稼働率をあげれば民間も参入しやすくなるのではと思いました。

教育総務課長

ご提案のとおり、介護施設や病院などに対し、児童生徒数の減に伴って生じる学校給食センターの余剰能力を活かして、給食を提供できないかということも想定しているところです。

教育長

現時点ではそのようなことも考慮するという趣旨であり、具体的な取組はこれから詰めていく必要があると思われます。

なお、12月の議会での市長の答弁にあるように、市の財政状況が厳しい中で、新学校給食センターの整備がどのような方向になるのか懸念しております。いつ給食が止まってもおかしくない状況に危機感を持っており、一年でも早く施設の更新が

できるように教育委員会としては頑張っていく必要があると思っています。

他に、ご意見ご質問等はありませんか。

無いようですので、以上で報告事項を終了させていただきます。

この機会にその他として何かございませんか。

本日も長時間にわたり、ありがとうございました。

いよいよ2020年も本日の定例会で教育委員会の会議は終了となります。振り返ってみますと、2020年1月から定例会は12回、臨時会は7回、合わせて19回開いてきました。実際にはコロナに追われた1年という感想をもっております。その中でも、GIGAスクール構想を踏まえて、子どもたちに一人一台端末を整備できる体制が着々と進んでおります。先生方には、ICT調査検討委員会を設置し、精力的に頑張ってくださいとお願いしております。また、待望の市民交流プラザもオープンし多くの市民の方に利用いただいております。つい先日は、ホッケー場の人工芝も完成いたしました。このように、着実にできるところは成果を積み上げてきていると振り返っているところです。2021年になりますと、いくつかの課題、例えば部活動については、あり方検討委員会の中で検討していきたいと思っておりますし、引き続き英語教育、そしてICT教育の充実に取り組むことが必要であり、また学校再編については、国が学級編成についての基本的な方針を示しつつありますので、それを踏まえた計画の策定が必要なこと、更に、クロスランドの長寿命化についても具体的な検討テーマになってくるものと思われまます。オリンピックも国が実施する方向を示しておりますので、聖火リレーは、富山県のスタート地点としてしっかりと成し遂げていきたいと思っています。

様々な課題に取り組むにあたり、コロナの中でも工夫してできるところはやっていくという姿勢で臨むことで、まさにコロナを乗り越える2021年にしていきたいと思っています。冬至の日にテレビを見ておりましたら、冬至のことを「一陽来復」という言葉で表現すると紹介しておりました。これは冬至を過ぎると、お日様の時間が長くなる、帰ってくるということで、悪いことが続いてきたが、この日を境にまた運が向いてくるという意味があるそうです。様々な困難課題もありますが、希望を感じながら引き続き頑張っていきたいと思っておりますので、今後とも皆様のご指導をよろしくお願いいたします。

それでは次回の定例会の開催について説明願います。

教育総務課長

(説明 次回定例会 令和3年1月28日(木) 午前10時00分)

教育総務課課
長補佐

以上をもって閉会といたします。

以上、小矢部市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

小矢部市教育委員会

教育長

署名委員

作成者